

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会（第3回）議事概要

1 日 時：平成30年3月30日（金）7：46～8：02

2 場 所：総理大臣官邸大会議室

3 出席者：

・委員長

菅 義 偉 内閣官房長官

・委員

西村 康 稔 内閣官房副長官（衆）

野上 浩太郎 内閣官房副長官（参）

杉田 和 博 内閣官房副長官（事務）

横 畠 裕 介 内閣法制局長官

山本 信一郎 宮内庁長官

河 内 隆 内閣府事務次官

・事務局

山崎 重 孝 皇室典範改正準備室参与

土 生 栄 二 内閣総務官

平 川 薫 内閣審議官

4 議事概要

（1）菅官房長官挨拶

○ 本日は、前回の委員会を受け、これまでの御意見と前回の会議で了承いただいた事項等を踏まえ、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の挙行に係る基本方針」について議論を行いたい。

○ 委員間で合意がなされれば、本日の委員会において決定したい。

○ 委員各位の御協力をよろしくお願いしたい。

(2) 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の挙行に係る基本方針について

○ 資料1「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の挙行に係る基本方針（案）の概要」及び資料2「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の挙行に係る基本方針（案）」を事務局から説明。説明の主な内容は次のとおり。

- ・ 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位が、国民の祝福の中でつつがなく行われるよう、関連する式典の準備を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を取りまとめる。第1から第5までについては閣議決定を、第6については閣議口頭了解を行う。
- ・ 各式典の挙行については、次の基本的な考え方に基づき、準備を進める。各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとする。平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること。
- ・ 各式典の円滑な実施が図られるよう、平成30年秋を目途とし、各式典の大綱等を決定するため、内閣に、内閣総理大臣を委員長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会（仮称）」を設置するとともに、各府省の連絡を円滑に行うため、内閣府に、内閣官房長官を本部長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部（仮称）」を設置し、各式典に係る事務は、これらの統括の下に行う。
- ・ 天皇陛下御在位三十年を記念し、国民こぞってこれを祝うため、

天皇陛下御在位三十年記念式典を行う。天皇陛下御在位三十年記念式典は、平成31年2月24日に、内閣の行う行事として、国立劇場において行う。式典の事務は、内閣府が行う。

- ・ 天皇陛下の御退位に際しては、「退位の礼」として、天皇陛下の御退位を広く国民に明らかにするとともに、天皇陛下が御退位前に最後に国民の代表に会われる儀式である退位礼正殿の儀を行う。退位礼正殿の儀は、天皇陛下の御退位の日となる平成31年4月30日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。儀式の事務は、宮内庁が行う。
- ・ 御即位に伴い剣璽等を承継される儀式として、剣璽等承継の儀を行う。剣璽等承継の儀は、皇太子殿下の御即位の日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。儀式の事務は、宮内庁が行う。儀式の基本的な考え方や内容は前回の例を踏襲することとし、女性皇族が供奉されないことも踏襲する。
- ・ 御即位後初めて国民の代表に会われる儀式として、即位後朝見の儀を行う。即位後朝見の儀は、剣璽等承継の儀後同日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。儀式の事務は、宮内庁が行う。
- ・ 御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことごとく儀式として、即位礼正殿の儀を行う。即位礼正殿の儀は、御即位の年の10月22日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。儀式の事務は、内閣府が行う。
- ・ 即位礼正殿の儀終了後、広く国民に御即位を披露され、祝福を受けられるための御列として、祝賀御列の儀を行う。祝賀御列の儀は、即位礼正殿の儀後同日に、国事行為である国の儀式として、宮殿から皇太子殿下の御在所までの間において行う。儀式の事務は、内閣

府が行う。

- ・ 御即位を披露され、祝福を受けられるための饗宴として、饗宴の儀を行う。饗宴の儀は、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。儀式の事務は、内閣府が行う。
- ・ 即位礼正殿の儀に参列するため外国から来日いただいた外国元首・祝賀使節等に日本の伝統文化を披露し、日本の伝統文化への理解を深めていただくとともに、来日に謝意を表すための晩餐会として、内閣総理大臣夫妻主催晩餐会を行う。晩餐会は、即位礼正殿の儀の翌日に、内閣の行う行事として、東京都内において行う。晩餐会の事務は、内閣府が行う。
- ・ 文仁親王殿下が皇嗣となられたことを広く国民に明らかにする儀式として、立皇嗣の礼を行う。立皇嗣の礼は、皇太子殿下が御即位された年の翌年に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。儀式の事務は、宮内庁が行う。
- ・ 大嘗祭の挙行については、「「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について」（平成元年12月21日閣議口頭了解）における整理を踏襲し、今後、宮内庁において、遺漏のないよう準備を進める。

○ 委員から、次のような発言があった。

- ・ 今回の皇位継承は、皇室典範特例法による退位に基づくものであり、平成の御代替わりと異なり、前もって計画的に準備を進めることができる。そう言った面で、本委員会でも、関連する式典の準備を総合的かつ計画的に進めるために、平成の御代替わりの時にはなかった基本方針を取りまとめたことは、大変意義があると思う。この基本方針に基づき、国民祝福の中で、天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位がつつがなく行われることを願っている。

- ・ 本年は、明治150年に当たる年である。その翌年に天皇陛下が御退位され、皇太子殿下が御即位される。これらに関連する儀式・行事が、国民にとって我が国の過去と未来に思いを馳せ、国の弥栄を願う絶好の機会となることを期待したい。本基本方針では、担当省庁がまずそれぞれの所管において準備を進め、それを踏まえて秋には総理を委員長とする「式典委員会」が設置されることとされている。式典ごとに順次、大綱、細目などが決定されていくことになるが、その段階段階で国民に対して適時適切に情報を発信し、皇位継承への機運を盛り上げていくことが大切であると考えている。
- ・ 大嘗祭は11月の2番目の卯の日に行われるのが古来の例であり、前回の平成度においても2番目の卯の日である11月22日及び23日を大嘗祭の期日としている。皇太子殿下の御即位後における大嘗祭についても来年11月14日が2番目の卯の日にあたるので、宮内庁としては挙行日を11月14日及び15日とすることが望ましいと考えている。事務局から説明があったように「即位礼正殿の儀」の挙行日は10月22日であるとのことであり、私どもが想定している大嘗祭の日程とは相当の余裕ができたものと考えている。

なお、挙行期日のほか挙行場所等を含めた大嘗祭の骨子について、本日宮内庁から発表する予定としている。

宮内庁としては、今後とも内閣官房、内閣府と十分に連携をとりながら、基本方針において宮内庁が行うとされた事務について、遺漏のないよう万全の準備を進めてまいりたい。
- ・ 現憲法下で前例のない「退位礼正殿の儀」が、本委員会で、皇室典範特例法及び憲法の趣旨に沿ったものとして整理されたことは有意義であった。本基本方針の「基本的な考え方」にも記載されているが、今後の各式典の大綱や細目の決定、その実施に当たっても、皇室の伝統を尊重しつつ、憲法の趣旨に沿ったものとなるようお願いしたい。

- ・ 本基本方針において、内閣府に「式典実施連絡本部」を設置すること、「天皇陛下御在位三十年記念式典」、「即位礼正殿の儀」、「祝賀御列の儀」、「饗宴の儀」及び「内閣総理大臣夫妻主催晩餐会」の事務を内閣府が行うことが決定された。まずは、これらの各式典の事務を内閣官房、宮内庁と十分に連携をとりながら、しっかりと進めてまいりたい。その上で、この夏には、「式典委員会」及び「式典実施連絡本部」の設置準備を行うとともに、両組織の庶務を担うため、相当数の職員からなる組織を、内閣官房と協同して立ち上げていきたいと考えている。国の儀式等に関する事務を所管する内閣府として、その責任を十分に果たしてまいりたい決意である。
- 「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典の挙行に係る基本方針」について、案のとおり決定された。

(3) 菅官房長官挨拶

- 委員の皆さんには、1月以降3ヶ月にわたり御審議いただき、本日、基本方針を取りまとめることができた。この間の委員各位の御尽力によるものと心から感謝申し上げる。
- 本日は承いただいた基本方針については、冒頭の記載に従い、第1から第5までについては閣議決定を、第6については閣議口頭了解を、それぞれ4月3日の閣議において行えるよう準備を進めたい。
- 国民がこぞってことほぐ中で、天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位が、つつがなく行われるよう、今後とも、引き続き御協力をお願いしたい。

(4) 閉会